

— ノート —

「地域限定旅行業」の展望 — 地方創生と学生のキャリア支援に向けて —

中 川 伸 子

Prospects for “Regional Tourism Zone Development” :
Regional Development and Students’ Career Support

Nobuko NAKAGAWA

要 旨

本稿では、訪日外国人観光客の現状、及び日本の観光政策・戦略の流れをみる。その中で、平成25年度に国内地域の観光活性化を目的に創設された「地域限定旅行業」に注視し、現状を調査する。さらに、観光庁の「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」における地方創生の取り組みによる「地域限定旅行業」の今後の展望から、大学・短期大学で旅行・観光分野の学習を終えて卒業する学生の専門分野を切り開く可能性を問う。

キーワード：地域限定旅行業，地方創生，道の駅，国内旅行業務取扱管理者

はじめに

近年の訪日外国人観光客の増加は著しく、その影響は観光業界ばかりではなく、少子化によって消費が低迷する国内経済活性化への牽引要素として注目されている。政府観光局の発表によれば、2015年の訪日外国人旅行者は、7月までで1100万人を超え同月前年比51%の増加であり、9月10日時点で既に前年度の訪日観光客数を超えた。

そのような状況の中で、政府は2013年3月より5回の「観光立国推進閣僚会議」を開催し、2015年6月には「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を策定した。このプログラムは、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに訪日外国人旅行者を年間2000万人にするという既定目標の早期実現を目指すとともに、地方創生に貢献し観光を日本の基幹産業にするために、さまざまな分野への提言をしている。2014年度のインバウンド旅行消費額は2兆278億円に達したのであったが、政府は経済効果としての今後の目標を、2000万人が訪れる年のインバウンド消費額を4兆円と試算している。¹⁾

外国人観光客の増加は、周知のとおり、入国査証（ビザ）の緩和、格安航空会社（LCC）の創設及び日本への就航増加が大きな要因であり、日本経済を下支えする外国人旅行者の「爆買い」などと言われる経済効果の現象には免税や海外カード利用など、企業努力もある。しかし、一部のそうした努力だけでは、観光を日本の基幹産業にするには不十分であり、地方における

観光振興を喚起しなければならないと、同アクション・プログラムは提言している。

観光・旅行関連科目を担当する者としては、「インバウンド新時代」とされるこれからの産業界を担う学生が一層活躍できるように、現在の同分野の教育内容を検討する必要があるのではないかと考え、本稿では第一段階として旅行業界への聞き取り調査を実施したうえで、新たな糸口を見出したいと考えている。

1. 日本の観光政策・戦略の流れ

「ビジットジャパン・キャンペーン」は、2003年に小泉内閣が提唱し、その当時日本を訪れる外国人旅行者が年間524万人だったのを2010年までに1000万人にするということが、そのキャンペーンの大きな目標であった。その後訪日旅行者は順調に増加し、2008年には835万人に達した。ところが、2008年のリーマンショックによる世界的不況の影響で2009年は679万人に減少し、2011年の東日本大震災、原発放射能汚染のため日本への観光客は減少していった。ところが、2012年からの円安で訪日観光客数は回復し、2013年には年間1036万人を記録し初めて1000万人を超え、2014年には1341万人に増加し過去最高を記録した。

観光立国を21世紀の日本経済発展のための不可欠な重要課題とし、国家戦略として位置づけた「観光立国推進基本法」は、2006年に施行された。この法では、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」ということが豊かな国民生活の実現であるとされ、国民の観光の促進が理念の中核である。2008年10月には国土交通省の外局の一つとして「観光庁」が創設され、主務局国際観光振興機構（通称 日本政府観光局 JNTO）が発足し、「観光白書」の起草・編集が始められた。観光庁の所掌事務については、「観光立国推進基本計画」、国際観光の振興、観光旅行推進のための環境の整備が主な柱である。具体的な内容としては、観光地及び観光施設の改善、その他の観光の振興、旅行業・旅行業者代理業者その他の所掌に係る観光事業の発達、通訳案内士試験、ホテル及び旅館の登録などである。観光立国推進基本法が施行された後、国内最大の出来事は東日本大震災であったが、翌2012年には観光を東北地方活性のきっかけにしようと「東北観光博（2012～2013）」が開催された。そうした中で、平泉地域が世界遺産に登録された影響もあり、観光は被災地の活性化を担ったのである。

観光庁発足後4年を経て、2012年6月には訪日外国人旅行者を2020年までに2500万人とする目標を掲げた新たな「観光立国推進基本計画」が策定され、その後政府は、次々に東南アジア諸国からの入国査証（ビザ）の緩和を実施したのである。まず、2013年にタイ、マレーシアからのビザ免除、ベトナム、フィリピンへの数次ビザの発給、インドネシアへの数字ビザ滞在期間延長措置実施、さらに2014年にはインドネシアからの観光客のビザ免除によって、イスラム教圏からの訪日旅行者も増加している。2020年の夏季オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが2013年に決定し、インバウンド強化の勢いに追い風となった。同年、政府はカンボジア、ラオス、ミャンマーへの数字ビザ発給も開始した。

一方で、現在インバウンドの20%を占める中国人観光客のビザは2000年より徐々に緩和されていたとはいえ制限があり、家族観光ビザが発給されたのは2008年、個人観光ビザは2009年より試行期間を経て2010年に緩和された。その後、2015年1月には中国人観光客に対するビザ発

行要件などが、さらに緩和された。その間にも、尖閣諸島問題のため日中関係が悪化し、中国人観光客が2013年後半は一気に減少したのだが、後に中国との関係はかなり回復し、現在は大型客船で何千人という中国人が大挙して訪日する現象が見られる。このように、観光は国家間の関係も大きく影響する。

以上見てきたような入国査証緩和に加えて、格安航空会社の就航増加、円安などの要因との相乗効果により、2013年度からは中国以外のアジアからの訪日外国人観光客も増加の一途をたどっている現状である。²⁾

2. 旅行業協会への聞き取り調査

日本には、日本旅行業協会（JATA）と全国旅行業協会（ANTA）の2つの旅行業協会がある。いずれの旅行業協会も旅行者の安全・安心のための情報提供や苦情の相談を行っている。一方旅行者にとっては、旅行業協会は保証機関としての役割を担っている（次項参照）。旅行業協会は旅行者の従業員の研修や旅行業の国家試験（JATAは総合旅行業務取扱管理者試験、ANTAは国内旅行業務取扱管理者試験）の実施も担当している。

日本旅行業協会関西支部への訪問聞き取り調査は、2015年9月に実施し、主に関西の観光旅行事情を知ることができた。訪問した時点では、大阪府とのインバウンド受け入れ計画が進んでいて、大阪、京都、兵庫、奈良を含む観光ルートを作るための会議が開催されていた。同協会関西支部次長のお話によれば、インバウンドが急増して、最も影響があるのはホテル業界であるという。中国の旅行業社からの急なキャンセルや宿泊客の大幅増などはよくあることで、直前まで分からない。また、大阪市内のホテルは空室がなく、大幅に値上げをするところも出てきた。同次長は、ホテル業界他からの連日の苦情解決に時間を割かれている様子であった。

全国旅行業協会大阪府支部への訪問調査も同日実施し、局長職の方から主に地域限定旅行業についての話を聞くことができた。地域限定旅行業の登録は今年度に入り増加している様子で、2015年9月時点で45社の登録済みだが、旅行業協会への加入はまだ1件もない。現在、第1種、第2種の旅行業は減少しているが、地域限定旅行業の登録に向けては、例えばHコンベンション協会などの地方行政機関の動きがあるとのことであった。さらに、旅行業の資格を取得した学生たちが、その資格を活かして介護事業を始める事例などを聞くことができた。また、道の駅についての質問では、青森県の道の駅が地元の観光発信地になっていると評判が高いということであった。

以上、両旅行業協会の聞き取り調査においては、地域限定旅行業に関する多くの情報は得られなかったが、旅行業の現状を知ることができた。

3. 「地域限定旅行業」の位置付けと展望

旅行者から旅行代金全額を旅行開始前にあらかじめ受領するという旅行業を営むためには、「旅行業法」に則って登録をしなければならない。旅行業には、第1種旅行業務、第2種旅行業務、第3種旅行業務、地域限定旅行業務の4種類がある。それぞれの旅行業開業のためには次の表のように、開業資金が必要であり、その業務範囲も定められている。

表1 旅行業に必要な資金と業務範囲（「旅行業法」2015年4月現在）

	基準資産額	営業保証金*	業務範囲
第1種旅行業	3,000万円	7,000万円	海外・国内ともに募集型企画旅行、手配旅行、他社からの受託旅行を取り扱うことができる。
第2種旅行業	700万円	1,100万円	海外旅行の募集型企画旅行はできないが、国内旅行の企画はできる。手配、受託は海外・国内ともできる。
第3種旅行業	300万円	300万円	営業所のある市町村・隣接する市町村内に目的地がある募集型企画旅行ができる。海外・国内の手配、受託はできる。
地域限定旅行業	100万円	100万円	拠点区域内の国内旅行のみの企画、手配ができる。他社の募集型企画旅行に関しては、拠点区域外を目的地とする国内・海外旅行の受託販売ができる。

*前年度年間取引額が増加すれば、翌年増加する。基準資産額、営業保証金ともに表内の額は最低額である。旅行業協会に入会できれば、協会への弁済業務保証金（営業保証金の約5分の1）を供託し営業保証金を取り戻せる制度がある。登録先は、第1種旅行業のみ観光庁で、その他は主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事となっている。

観光庁は地域密着（着地）型旅行の普及促進を図るため、2013年4月に「地域限定旅行業」を創設した。地域限定旅行業は、地方の小規模組織・団体の旅行業参入を促すためにでき、限定された地域内での旅行の企画ができる。第3種旅行業を開業するための基準資産額、営業保証金にしても、地方の小規模の事業者にとってはハードルが高く、開業当初100万円という営業保証金は、地域の観光資源を熟知した旅行商品を開発する地元の小規模事業者の旅行業参入を促進できる期待が、地域限定旅行業の創設にはあったと考える。

しかし、2015年2月に、筆者が兵庫県庁に問い合わせたところ、地域限定旅行業の登録は県内でゼロであるということであった。翌年度に入った2015年9月末に問い合わせた時点でも、登録はゼロ件と変わっていない。

また、日本旅行業協会関西事務局への訪問調査（前項）において、地域限定旅行業の当旅行業協会への入会が未だないと判明したが、その理由としては、次の点が考えられる。旅行不催行時の旅行者への払戻し金の規模は、海外旅行を含まないためそれほど大きくないので、協会に納めている保証金を借り出す必要がない。さらに、営業保証金が100万円と少ないため、登録済の地域限定旅行者にとって、急ぎ旅行業協会に入会して営業保証金を取り戻す必要がないためである。（前出の表下*参照）

一方、政府観光庁の地域限定旅行業への期待は大きい。「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」では、地域限定旅行業について、以下のように述べられている。

国内各地において、質の高い着地型旅行商品の造成・販売ルートの多角化を図るため、地域限定旅行業を営む際に必要な要件を見直し、事業参入を促進することで、地域限定旅行業を「地域の旅のコンシェルジュ」へと活性化させる。³⁾

とりわけ、地域の観光資源が集まる道の駅は、国内でも人気上昇中であるが、この道の駅を活用し、観光や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターンシップを実施して人材育成を行

い、観光産業の活性化を図るよう同アクション・プログラムは促している。観光産業は、いまや旅行業に留まらず、宿泊施設、食事、交通機関、そしてそれらの手配を行うツアーオペレーター、ショッピングツーリズムの対象となる商店・物産センターなどに広がりを見せ、インバウンド新時代が形成されようとしているのである。

そのための施策としては、同アクション・プログラムによれば、自治体が育成する通訳ガイドとしての「地域ガイド制度」、 「地域ブランド」の認定、「外国人スキーインストラクターの在留資格要件」の検討、通訳案内士・特例ガイド・ボランティアガイドなど旅行者がスムーズに地域を歩きか体験型観光ができるような体制作りを促進しようとしている。このうち、「地域ガイド」は、地域に詳しい人しか知らないような地域の魅力を伝える役割を担う。

地域限定旅行業が「地域の旅のコンシェルジュ」となるための要件は、かなり整ってきたようだ。日本商工会議所が2015年5月に策定した『2015年度 地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革の意見50』によれば、「観光業の担い手確保」項に以下の内容の要望が、観光庁に向けて書かれている。

【要望内容】構造改革特区で認められている、「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置を、希望する全国へ適用拡大すること

つまり、ホテル・旅館、道の駅などが旅行商品を企画・販売するためには、旅行業の登録が必要であるが、旅行業務取扱管理者をそう簡単には配備できないので、ホテル・旅館、道の駅などは他業種に従事している資格保持者を、兼任で雇用してもよいことにしてほしいということである。ここには、本学を卒業する資格保持者の卒業生のニーズがあるはずである。

4. 「国内旅行業務取扱管理者」資格の展望

旅行業の営業所には、営業所ごとに1人以上の旅行業務取扱管理者を選任して、定められた旅行業務に関する管理・監督をしなければならない。（「旅行業法」第11条の2）

旅行業務取扱管理者には、海外・国内旅行に関する管理・監督ができる総合旅行業務取扱管理者と国内旅行の管理・監督業務を行う国内旅行業務取扱管理者の2種類があり、これらの管理者を欠く営業所は旅行者と契約を締結できない。旅行業務取扱管理者試験は、観光庁長官が行う国家試験であり、年1回実施される。

本学では、国内旅行業務取扱管理者試験を受験する学生に対して、主に2年次の「総合生活演習」で指導を行っている。試験は9月に実施されるので、前期と夏休みの集中講義での指導が中心となる。受験希望者は毎年10名前後で、合格者は1～3名である。この試験に合格した卒業生が、この資格を十分に生かしていきれていないのではないかと筆者は考えている。理由は、これら学習意欲の高い学生は、当試験の合格発表を待たずに就職の内定を決めており、必ずしも地域の旅行や観光に資する企業や組織に就職していないからである。これらの学生の卒業時に、筆者は「どのような職場であっても、当資格を活用できる時代が来る」というメッセージを送るのであるが、もっと具体的に将来のキャリアに繋がる支援ができないだろうか、常々考えている。

5. 「地方創生」と学生のキャリア展望

「道の駅を核とした地域における観光振興」は、政府観光局の魅力ある観光地域づくりにおける新たな取り組みである。そのプロジェクトはまた、地域連携による情報発信力と新たな広域ルート開発に大きく関連している。2015年1月には、道の駅の新たな展開が模索され、全国で63件の重点道の駅が外国人案内所として認定された。⁴⁾

政府観光局は、道の駅を地元の特産物を売るパーキングエリア程度の場所とは考えていない。アクション・プログラム2015によれば、道の駅を地域観光振興の核として位置づけ、インバウンド対応の観光拠点化を提唱しているのである。そのために、各省庁は総動員してそのための施策を支援するとしている。最近では、道の駅自体が観光の目的地となるツアーが企画されていることもあり、観光庁は訪日外国人旅行者に向けての観光にも資するよう、道の駅を変貌させたいとしている。JNTOは観光庁の「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」に基づき、新たな道の駅を外国人観光案内所として認定した。次の表は、2015年3月観光庁発表（Press Release 資料）の平成26年度に認定された道の駅他「認定外国人観光案内所」の Kategorii 別認定件数である。

これまでの認定施設の多くは、各地の観光案内所や空港内であったが、ここ2、3年は道の駅が認定されている。兵庫県であれば、新神戸駅観光案内所や有馬温泉観光総合案内所など8件の認定施設があり、道の駅「但馬のまほろば」「ようか但馬蔵」が重点道の駅に指定されている。これら2つの道の駅のカテゴリ区分は1であるが、観光拠点化の取り組みを政府が支援する。道の駅は、外国人対応の度合いによって、カテゴリ化されている。

『観光白書』によれば、優れた取組を行う道の駅を全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」として選定し、各省庁の施策を総動員して、観光拠点化の取組を支援するとされている。具体的には、地域の特産物が購入できる免税店化、無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) などのサービスの拡大を図る。⁵⁾

表2 認定外国人案内所（日本政府観光局認定案内所）

	今回の認定数 (2015.3月)	カテゴリ認定の主な要件	全体の認定数 (参考)
カテゴリ-3	—	全国レベルの観光案内を提供 英語スタッフが常駐かつ英語以外の2言語対応が可能	18件
カテゴリ-2	1件	広域の観光案内を提供 英語のスタッフが常駐	126件
カテゴリ-1	52件	地域の観光案内を提供 パートタイムや電話通訳等で英語対応が可能等	307件
パートナー 施設	10件	観光案内を専業としない施設であっても、外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲があり、公平・中立な立場で地域の案内を提供 パートタイムや電話通訳等で英語対応が可能	77件
合計	63件		528件

(国土交通省 観光庁資料)

6. まとめ、及び今後の課題

これまでの調査・研究で判明したことは、次の点である。

(1) 「地域限定旅行業」の展望

2013年度に創設された「地域限定旅行業」は、未だ地方創生への現象としては広がっていないといえる。少なくとも兵庫県での登録は2015年9月末時点で1件もなく、日本旅行業協会関西支部への入会もない。しかし、政府観光局は「地域限定旅行業」を道の駅等にも導入することを進めようとしている。そのために必要な資格「国内旅行業取扱管理者」をもつ従業員を雇用することが困難な場合は、兼任として、別の組織から借りることを、日本商工会議所が要望して、道の駅に地域観光の企画を促している状況がある。

(2) 「道の駅」への期待

「観光立国に向けたアクション・プログラム2015」の中の「観光産業の活性化・生産性向上に向けた人材育成」によれば、地域の観光資源が集まる道の駅を活用し、観光や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターンシップを実施する、ということが盛り込まれている。⁶⁾ 観光に関心をもつ学生に対して、今後は夏休みなどの長期休暇を利用して、全国に千件以上ある道の駅でのインターンシップを進め、旅行業の資格取得はもとより、語学力向上のために残る学期を有意義に学べるよう指導していきたい。それ以前に、旅行・観光における道の駅の機能の変化を新しい知識として伝えるべく授業内容に入れることも肝要である。さらに、変貌する道の駅では今後どのような人材を必要としているか、さらに道の駅が「地域限定旅行業」の登録を計画しているかどうかについても、調査したいと考えている。

(3) 学生のキャリア支援として

本学在学中に国内旅行業取扱管理者資格を取得した学生のうち、地方出身者は半数以上であり、それらすべての学生がUターン就職をして、出身地へ帰った。旅行会社に就職した場合には、総合旅行業務取扱管理者資格取得を促されるが、これからのインバウンド新時代には、必ずしも旅行業に就職するのではなくとも国内旅行業取扱管理者資格が活きる。当資格が活用される可能性はむしろ地方に多くあり、道の駅などこれまでの想定範囲を超える分野を就職先として、示唆しなければならない。

おわりに

本稿2は、日本ビジネス実務学会近畿ブロック研究助成による訪問調査の報告である。日本旅行業協会への訪問調査は、共同研究者の川島正章教授のご尽力により実現した。ここに、感謝の意を表したい。

引用文献

- 1) 観光立国推進閣僚会議「観光立国に向けたアクション・プログラム2015」(2015.6) p2
- 2) 総務省「観光立国推進基本計画」(2012.4) p4 表1-(1)-イ①観光立国の推進に係るこれまでの国の取組等 www.soumu.go.jp/main_content/000303438.pdf (2015.8.22取得)
- 3) 観光立国推進閣僚会議「観光立国に向けたアクション・プログラム2015」(2015.6) p16
- 4) 国土交通省観光庁『平成27年度版 観光白書』(2015.8) p94
- 5) 同書 p138
- 6) 観光立国推進閣僚会議「観光立国に向けたアクション・プログラム2015」(2015.6) p16